

ネットワーク環境下での知的財産権保護に関する研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15498

夏井 高人

伝統的な法制下での著作権保護のあり方は大きな曲がり角にきている。とりわけ、コンピュータ・ネットワーク上のデジタル・コンテンツの著作権においては、そうである。その最大の原因は、デジタル・コンテンツと媒体との結合関係が希薄なデジタル・データに過ぎず、そのままの存在形式では、何らの劣化を伴わないで何度でも複製可能であるところにある。このことから、媒体複製物だけではなく、コンピュータ装置のメモリ・キャッシュ内に記録された状態、パケットによって転送中の状態のような媒体とは切り離された状態のものでも「複製物」として法的規律の対象になるかどうかが問題となる。伝統的な通説では、このようなものを複製物として扱うことはできないが、産業界は、この点に関する学者の見解を尊重するつもりが全くない。また、商品としてのデジタル・コンテンツは、多くの場合、暗号化されるなどして電子的な保護措置がとられている。伝統的な著作権保護のあり方としては、著作物それ自体の保護が中心であり、著作権保護のための保護措置の保護は問題とされていなかったが、ことデジタル・コンテンツに関する限り、保護措置の保護こそ権利保護のすべてであり、これが破られてしまうと本体の権利保護など画餅に過ぎない。そこで、アメリカ合衆国が主唱して、この点に関する保護を盛り込んだWIPOの新著作権条約が締結され、そのインプリメントとして、アメリカ合衆国では、1998年に「デジタル・ミレニアム著作権法」が成立した。さらに、コンピュータ・ネットワーク上での商品としてのデジタル・コンテンツの流通は、データのダウンロード配信という形式を取るようになる。そして、このダウンロードは、一般に、ライセンス契約によって法的に基礎づけられるのであるが、ライセンス契約中には、著作権法上の権利行使除外規定を排除する条項が多く含まれている。いわゆる著作権に対する契約の優位である。この点に関し、伝統的な法理論によれば、強行法規が契約に優先するはずであるが、主要国の立法政策においては、すでにこのような理論が捨て去られつつある。そして、これらすべての問題を総合したところに、MP3を含む電子流通における競争問題と知的財産権問題消費者問題とが混合した新たな

財産法領域が成立しつつあると見るべきであろう。

1999年度は、その転換点ともいうべき「デジタル・ミレニアム著作権法」に絞って具体的な検討を進め、最終報告書を提出する。